

平成19年
12 月 舟橋村議会定例会会議録（第1号）

平成19年12月12日（水曜日）

議 事 日 程

平成19年12月12日 午前9時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 舟橋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件
- 日程第4 議案第2号 舟橋村職員の育児休業等に関する条例一部改正の件
- 日程第5 議案第3号 舟橋村の職員の給与に関する条例一部改正の件
- 日程第6 議案第4号 舟橋村駅南駐車場条例一部改正の件
- 日程第7 議案第5号 専決処分の承認を求める件
- 日程第8 議案第6号 平成19年度舟橋村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第9 議案第7号 平成19年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第8号 平成19年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第9号 平成18年度舟橋村一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第12 議案第10号 平成18年度舟橋村土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第13 議案第11号 平成18年度舟橋村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第14 議案第12号 平成18年度舟橋村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第15 議案第13号 平成18年度舟橋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第16 議案第14号 平成18年度舟橋村高額療養費貸付事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第17 議案第15号 平成18年度舟橋村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第18 議案第16号 舟橋村固定資産評価審査委員会委員選任の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（８名）

１番	野村信夫君
２番	明和善一郎君
３番	山崎知信君
４番	川崎和夫君
５番	竹島貴行君
６番	前原英石君
７番	嶋田富士夫君
８番	竹島ユリ子君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村長	金森勝雄君
副村長	古越邦男君
教育長	塩原勝君
総務課長	高畠宗明君
生活環境課長	笠田恵雄君
会計管理者	松本良樹君
代表監査委員	平野正君

職務のため出席した事務局職員

事務局長	吉田昭博
------	------

午前 9時00分 開会

開 会 の 宣 告

○議長（竹島ユリ子君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成19年12月舟橋村議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（竹島ユリ子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

2番 明 和 善一郎 君

3番 山 崎 知 信 君

を指名します。

会 期 の 決 定

○議長（竹島ユリ子君） 日程第2 会期決定について議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの3日間とし、審議終了までとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月14日審議終了までとすることに決定しました。

議 案 第 1 号 から 議 案 第 1 6 号 まで

○議長（竹島ユリ子君） 日程第3 議案第1号 舟橋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件、日程第4 議案第2号 舟橋村職員の育児休業等に関する条例一部改正の件、日程第5 議案第3号 舟橋村の職員の給与に関する条例一部改正の件、日程第6 議案第4号 舟橋村駅南駐車場条例一部改正の件、日程第7 議案第5号 専決処分の承認を求める件、日程第8 議案第6号 平成19年度舟橋村一般会計補正

予算（第５号）、日程第９ 議案第７号 平成１９年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）、日程第１０ 議案第８号 平成１９年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）、日程第１１ 議案第９号 平成１８年度舟橋村一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第１２ 議案第１０号 平成１８年度舟橋村土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第１３ 議案第１１号 平成１８年度舟橋村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第１４ 議案第１２号 平成１８年度舟橋村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第１５ 議案第１３号 平成１８年度舟橋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第１６ 議案第１４号 平成１８年度舟橋村高額療養費貸付事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第１７ 議案第１５号 平成１８年度舟橋村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第１８ 議案第１６号 舟橋村固定資産評価審査委員会委員選任の件までの１６案件を一括議題とし、提案理由の説明を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第３ 議案第１号から日程第１８ 議案第１６号まで１６案件の提案理由の説明を求めることに決定いたしました。

（提案理由の説明）

○議長（竹島ユリ子君） 提案理由の説明を求めます。

村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） おはようございます。

本日ここに平成１９年１２月舟橋村議会定例会を招集いたしましたところ、師走も半ばとなり、議員各位には公私とも大変ご多忙の中ご出席を賜り、深く感謝申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件に先立ちまして、昨年１２月成立いたしました「第２次地方分権改革推進法」に係る所感の一端を申し上げます。

議員の皆さんはご承知と存じますが、この第２次地方分権改革推進法に基づく委員会は、去る４月２日、丹羽宇一郎氏を委員長とする７人メンバーでスタートいたしました。

ご存じのとおり、その議員の中に、今現在東京都の副知事をされております猪瀬直樹さん、何といたしますか、率直に物事を言われるということで非常に著名な作家でもあり

ます。そういう方も入っておるということでございます。

そして、丹羽委員長さんの就任インタビューの一部を紹介いたしますと、地方分権のあるべき姿は住民の幸せと魅力ある地域づくりを自治体自ら責任をもって立案できる政策自治体像であるといったしまして、政策実現の財源は税源移譲によるもので、その配分は国と地方の役割分担にかかるものとし、さらに地方の役割分担を拡大するといった主旨の発言でございました。私は、この発言に新鮮さが感じられまして、新地方の時代到来を期待していました。

しかしながら、ご案内のとおり、7月末の参議院議員選挙で政府与党が惨敗いたしました。政権が安部総理から福田総理へと移り、政局も混迷化してまいりました。与党間では、参議院議員選挙の敗因は地方の地域間格差にあると総括しながら、一向にそういった具体的な施策が打ち出されていない状況にあると理解しているところでございます。

また、臨時国会も今月15日の会期末を目前に控え、「新テロ対策特別措置法案」の可否をめぐり与野党間の攻防が繰り広げられ、国民軽視の政治が行われていると遺憾に思っております。

私は、先般分権改革の中間報告がなされましたが、依然と税源移譲が明示されなかったことを受けまして、地方六団体がかねてから主張しておりますように、地方自治体間の財政力格差が拡大した主たる要因は、さきの三位一体改革により、国が5兆円余りの地方交付税を削減したことであり、財政力格差是正は、何よりも国の責任において地方交付税を復元・充実することによりなされるべきものと考えている次第であります。

今後は地方税財源の充実や地方自治体間の財政力格差是正を本来の地方分権改革の理念に沿った方向で実現していくためにあらゆる機会をとらえまして、国や県に対してこうした考えを訴えてまいり所存であります。議員の皆様には格段のご支援をお願いするものであります。

次に、新年度予算編成について申し上げます。

国においては、「経済財政改革に関する基本方針2007」を踏まえ、歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算と位置づけ、これまでの財政健全化の努力も今後とも継続していくこととしております。

このため、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、公共事業関係費の前年度予算対比3%の縮減や、地方向け国庫補助負担金については、前年度予算額を下回る

よう抑制しているところでございます。

また、県でも、国と歩調を合わせ、人件費や地方単独事業などの徹底した見直しを行うこと等により、地方財政計画の歳出規模は、引き続き厳しい圧縮基調が見込まれているところであります。

本村の財政見通しにつきましては、人口増等に伴う村税収入の微増が見込まれるものの、国の歳出抑制等に伴う地方交付税の削減による影響が大きく、歳入全体は依然として厳しい状況下にあるのであります。

また、歳出におきましても、扶助費や負担金、補助金及び交付金などの増加が見込まれることから、引き続き財源不足等が懸念されているところであります。

このような財政状況から、新年度予算編成に当たりましては、経費の節減に努めるだけでなく、既存事業を大胆に見直すことを前提に、義務的経費以外の経費については前年度よりも５％以上削減することとし、施策を厳正に選択することといたしまして、財源の重点的かつ効率的な配分による創意と工夫を凝らした予算編成に努めてまいりますので、議員各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

それでは、本日提案いたしました案件について、ご説明申し上げます。

議案第１号 舟橋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件及び議案第２号 舟橋村職員の育児休業等に関する条例一部改正の件につきましては、「地方公務員法の一部を改正する法律」及び「地方公務員の育児に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、少子化対策が求められておる中で、地方公務員においても長期間にわたる育児と仕事の両立が可能となるよう、育児短時間勤務制度が導入されたことに伴いまして、関係条文の改正を行うものであります。

議案第３号 舟橋村の職員の給与に関する条例一部改正の件につきましては、国家公務員の給与改正及び富山県人事委員会の給与改正に準拠いたしまして改正するものであります。

議案第４号 舟橋村駅南駐車場条例一部改正の件につきましては、定期券利用者の申し込み手続の簡素化を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第５号 専決処分の承認を求める件につきましては、地方自治法第１７９条第１項により予算案件１件を専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により承認を求めるものであります。

議案第６号 平成１９年度舟橋村一般会計補正予算（第５号）につきましては、既定

の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ6,458万6,000円を追加し、予算の総額を13億5,762万2,000円とするものであります。

今回の補正の主なものは、財務会計システム改修業務委託料2,207万9,000円、サーバー・パソコン等の一式購入費1,827万6,000円、障害者自立支援法の施行に伴う扶助費200万円、臨時保育士賃金275万円、保育所広域入所委託料165万1,000円、村道役場仏生寺線農業用水送水管布設工事費241万5,000円、村道稲荷学校線改良工事費116万6,000円、舟橋小学校地質調査業務委託料168万9,000円、小学校用地買収費1,034万円であります。

一方、減額補正で主なものは、議会議員報酬費67万4,000円、職員の人件費1,282万7,000円でございます。

これに要する財源は、地方交付税3,567万1千円、国庫補助金100万円、繰越金2,579万1,000円などを充当しております。

議案第7号 平成19年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ1,157万3,000円を追加し、予算の総額を1億8,637万円とするものであります。補正要因は、後期高齢者医療制度移行に伴うシステム改修委託料661万5,000円であります、これに要する財源といたしましては、療養給付費交付金1,157万3,000円を充てております。

議案第8号 平成19年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ18万4,000円を追加し、予算の総額を4,610万8,000円とするものであります。補正の要因は、第1水源地の滅菌設備修繕費18万4,000円であります。これに要する財源といたしましては、繰越金18万4,000円を充てております。

議案第9号 平成18年度舟橋村一般会計歳入歳出決算認定の件、議案第10号 平成18年度舟橋村土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第11号 平成18年度舟橋村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第12号 平成18年度舟橋村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第13号 平成18年度舟橋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第14号 平成18年度舟橋村高額療養費貸付事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第15号 平成18年度舟橋村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定の件につきましては、平成18年度の各

会計別決算認定案件であります。地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものであります。

その概要につきましては、決算書の末尾に添付しております「実質収支に関する調書」及び「主要な施策の成果説明書」のとおりであります。監査委員の指摘事項につきましては真摯に受けとめ、厳しい財政環境の中、より経費節減を図り、健全な行財政運営に努めてまいる所存であります。

議案第16号 舟橋村固定資産評価審査委員会委員選任の件につきましては、地方税法第423条第3項の規定により、

住 所 舟橋村東芦原190番地

氏 名 吉 川 孝 弘

年 齢 47歳

の選任同意をお願いするものであります。

以上、簡単に提案理由の説明を申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹島ユリ子君） 提案理由の説明が終わりました。

監 査 報 告

○議長（竹島ユリ子君） ここで、平成18年度舟橋村一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の監査報告を求めます。

代表監査委員 平野 正君。

○代表監査委員（平野 正君） ただいまご指名を受けましたので、18年度の舟橋村一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算につきまして、ご報告を申し上げます。

決算審査は、去る11月21日、27日及び28日の3日にわたり、議会選出の嶋田議員さんとともに、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、舟橋村一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び各種基金について審査をいたしました。

審査に当たって、各会計別決算書並びに決算付属資料などに基づき、関係諸帳簿、証拠書類などを照合し、関係職員の説明を求めるとともに、例月出納検査の結果を参考に審査いたしました。

その結果、各会計別決算の決算計数は符合しております。適正かつ正確に処理されておりました。

村の財政状況は、財源を地方交付税に依存している本村にとっては、三位一体改革による地方交付税が大幅に減額されております。また、人件費、扶助費等の義務的経費の増嵩に加え、物件費も増加しております。また、来年度以降には、小学校の耐震工事、大規模改修並びに増改築という、本村にとって大きな事業の実施が控えております。

今後の財政運営に当たっては、村債の平成18年度末現在高が13億9,600万余りと高い水準にありますので、今後の村債発行の抑制と、各種契約の主体は村であることを理解し、経常経費の節減に努め、限られた財源をより有効に活用し、最小の経費で最大の効果を生むような執行体制を整備され、「自然・人・地域がきらめくむら」の実現のため、さらなる努力をお願いいたします。

以上、簡単であります但、決算の概要をご報告申し上げまして、決算審査の報告とさせていただきます。

○議長（竹島ユリ子君） 監査報告が終わりました。

散 会 の 宣 告

○議長（竹島ユリ子君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前 9時25分 散会